

令和3年 第5回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年5月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第5回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年5月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
 - 3 出席委員 18名
2番委員 星野敏雄 3番委員 内海博光 4番委員 高橋公利
5番委員 廣田尚夫 6番委員 石坂哲次 7番委員 今井育男
8番委員 吉野拓夫 9番委員 星野栄一 10番委員 阿部均司
11番委員 森下一郎 12番委員 本多偉男 13番委員 本多通治
14番委員 原澤幸好 15番委員 原澤章 16番委員 田村隆司
17番委員 内海美津江 18番委員 高宮玉江 19番委員 高橋久美子
 - 4 欠席委員
1番委員 櫛淵武重
 - 5 議事録署名委員
16番委員 田村隆司 17番委員 内海美津江
 - 6 会長の許可による傍聴者
1名
 - 7 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中澤 聡 書記 本間 泉 書記 小林紀之
書記 我妻園華
 - 8 会議に附した事件
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)制限除外の農地等異動通知書について

その他
(1)農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について
 - 9 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
顛 末

議長 会長議長となり、議事録署名委員に16番田村隆司委員・17番内海美津江委員を指名し、議事に入る。
それでは、早速議事に移ります。
最初に、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをお開き下さい。
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。別紙記入事件、7件。
次のページをお開き下さい。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは最初に、番号1番から、先ほど事務局から説明がありまして、これにつきましては、次の議案の農地法第5条の関連がございますので、そのときに併せて一括審議をしていただくこととしまして、番号2番に移ります。
番号2番のみなかみ町〇〇の件ですが、これにつきましては担当の6番、石坂委員に現地の確認、調査をお願いしてございますので、その結果の報告をお願いいたします。

6番委員 6番、〇〇地区担当の石坂です。
農地法の申請による調査結果について報告いたします。
〇〇さん宅のすぐ前の畑なんですけど、ここは〇〇さんの土地になっており、今までは借りていたようなんですけども、このたび申請により、売買契約により譲渡したいという話があったので、地主の方が承諾したので、管理をしたいということなんです。それで、場所が遠いので、ちょっと行けなかったんで、電話で連絡したところ、ちょうどすぐ出てもらえて、5月6日に、昼過ぎなんですけれども、電話したら、耕作する意思があるということで、月に2回ぐらい耕作しているということなんですけど、それで、すぐ近所の人もよく来て、管理しているということで、その人から連絡先を聞いて、確認したんですけども、それで耕作しようという意思が確実だと思われま。面積は10a以上あるので、問題ないと思います。
周辺農地の利用に支障は、周りは住宅だったり、あと農地というか、ある程度ちょっと空いているところもあるんですけども、支障はないと思われま。
以上、審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま報告いただいたとおりでございますが、委員の皆様のほうから質問あるいは意見等ございましたらお願いいたします。
特にございませんか。
（「なし」の声）
なければ、申請のとおり許可を決定したいと思いますので、よろしゅうござい

ますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号3番、4番、これ譲受人同一でございますので、一括審議をしたいと思っております。これにつきまして、7番の今井育男委員に現地の確認、調査をお願いしてございますので、報告をお願いいたします。

7番委員

7番の〇〇を担当させていただいております今井育男です。

農地法3条の申請事案の調査結果について報告させていただきます。

場所は、申請地なんですけれども、1月にも申請が出たと思うんですけれども、〇〇の駅から東方へ500mぐらいの位置にあります。町道〇〇線が通っているわけなんですけれども、〇〇のほうから上がっていくと、〇〇の集落から入ってすぐのところ。1月にも〇〇さんの譲り受けでお世話になった方なんですけれども、〇〇さんそのものも梅の栽培をするんだということで、とにかく規模を拡大したいということでありますんで、5月8日なんですけれども、現地調査に行ってきました。

〇〇さんとも現地の調査を一緒に歩きながら話をさせてもらったわけなんですけれども、その中で、まだこれからお願いしなくてはならないことが幾つもあるんでというような話をさせてもらったりしたわけなんですけれども、譲渡人につきましては、耕作もしておらず、譲ってほしいという〇〇さんの要望があるので、譲り渡したいんだということでありました。8日に現地へ行ったときには、高敷ですごかったんですけれども、やはり〇〇さんも工事する人とかにいろいろ頼んで、全部高敷であったわけなんですけれども、それをきれいに片づけてあったようなことでありました。そういったことで、実際には譲渡人の〇〇さんのところは、じいさん、ばあさんがいて、話はしてきたんですけれども、そういうことで間違いありませんということで伺ってまいりました。

また、〇〇さんにおかれましては、あの人は夜勤なんだそうで、なかなか会えるとか、何度か行ったんですけれども、会えなくて、電話したところ、間違いありませんということで確認を取ってまいりました。そんな形で〇〇さんも本当に梅の栽培ということで、もう何度かお世話になっているわけなんですけれども、まだ規模を拡大したいんだという話でございました。

そんなことで、ほかに懸案事項につきましては、ほとんど隣接関係なんです、今まで取得したところのね。それなもので、別に特にございませんでした。

以上なんですけれども、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様方のほうから質問やご意見ありましたらお願いします。

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

異議ないものと認めまして、申請のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、番号5番、〇〇の案件ですが、これにつきましては14番の原澤幸好委員に現地の確認、調査をお願いしてございますので、調査結果の報告

をお願いいたします。

14番委員

14番の原澤です。

この〇〇さんの農地の関係なんですけれども、〇〇さんから自宅からおよそ50mぐらいで、その隣が〇〇さんの家で、会ってどうですかという話らしいんですけれども、それで、〇〇さんに聞いたら、耕作したい、そうらしいんですけれども、5月9日、現地調査を行い、〇〇さんは遠方なもので管理ができないということです。それで、〇〇さんのほうは4,500㎡ぐらいの耕作面積があり、これからも続けて管理耕作をしたいと、それは確認できました。それで、皆さんのほうも、近所のほうもみんな迷惑かからないような状態でした。

以上ですけれども、皆さんの審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様の方から質問あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号6番、〇〇の案件です。これにつきましては、15番の原澤章委員に現地の確認、調査をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

15番委員

15番、原澤でございます。

申請の場所は、国道17号からの〇〇校の手前の信号を〇〇の通りの方向へ坂を上がって突き当たったところを〇〇方面に200mぐらいの場所のところにあります。5月6日に現地に行って、申請人の〇〇さんとお話をしました。農地は〇〇さんの自宅の目の前にありまして、話を聞いてきましたけれども、もともとその前の持ち主と〇〇さんとは本家シntaxで、シntax時代からずっとそこを使っていたというか、使用していたらしいんですけれども、譲渡人のほうの名義が変わってなくて、何故か分からないですけど、それで、今回そちらのほうは名義を変えたということで、それを機会に譲ってほしいことになったということでございました。

現地を見ましたら、ちゃんと畑になっておりまして、キュウリだのニンニクだの、そういうのを植えてありました。これからも間違いなくやると思いますので、大丈夫だと思います。〇〇さんのほうの耕作面積も1町歩以上やっているということでありますので、何ら問題はないと思います。

以上ですけれども、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様の方から質問あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号7番、〇〇の案件です。これにつきましては、16番、田村委員に現地の確認、調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

16番委員

16番、〇〇担当、田村です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

5月7日、譲受人の立会いで現地調査を行いました。譲渡人は電気工事業を行っておりまして、耕作ができず、譲受人は宅地に隣接しているため、耕作したいということでした。

耕作の意思の確認については、現地調査立会い時、本人の意思を確認しましたので、確実に実行されると思います。

耕作面積については、田畑合わせて10,490㎡あり、下限面積は上回っており、問題ありません。

周辺の農地に対する支障等については、自家用野菜等の耕作を計画されておりまして、支障ありません。

その他懸案事項は特にございません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。この件に関しまして委員の皆様より質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

そうしましたら、8ページをお開き下さい。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件5件です。

次のページをお開き下さい。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上でよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

では、これより審議に移ります。

番号1番、〇〇の件なんですけど、本日、楠淵委員欠席でございますが、調査報告書等が事務局に提出をいただいておりますので、事務局より調査報告についての説明をお願いします。

事務局

そうしましたら、本日、担当の委員であります榎渕委員が欠席ということで、電話におきまして私のほうが調査の報告内容を確認させていただきました。

この案件につきましては、場所をまず見ていただきますと、県道〇〇線ですかね、その沿線にあります建物が南側にあるんですけども、その建物も既に取得している〇〇というところが今回申請地、この北側にある水色の部分ですね、そこの建物を取得するというところでございます。現地はもう既に先ほど朗読させていただきましたとおり、もうこの所有者の方はお父さんから相続で取得したということでございまして、その相続する前から既に現地がこのように砂利が敷いてあったり、舗装がされているというような状況にありました。始末書がついているような状況にあるわけですが、自分たちも県の農業事務所の方と現地を歩かせていただきまして、周りに建物がもう既に建っているような状況である中で、ここ、本来であれば農地に戻すということが原則なんでしょうけれども、戻したところで農地として活用ができるかということとはちょっといささか無理じゃないのかと。榎渕委員もそういったところを考慮して、致し方ないのかなというようにご意見もちょうだいしております。そういったところでご判断、ご審議、慎重審議をお願いできればというふうに思います。

以上です。

議長

事務局のほうから榎渕委員に代わりまして調査結果の説明をいただきました。

この件に関して、委員の皆様より質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、2番の〇〇の〇〇の関係で、太陽光発電の関係なんですけれども、これにつきましては先ほど説明がありました3条の関係がございまして、3条、5条併せて一括で審議をさせていただきます。

なお、これにつきましても榎渕委員が今日欠席でございますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

引き続き私、事務局のほうからちょっと説明と、今までの経緯的なところもちょっと併せながら説明させていただきたいと思います。

場所は、〇〇の〇〇という集落を北東へ行った、緑に囲まれたエリアが営農型の太陽光発電施設ということになります。この総面積で言いますと65,404㎡になります。既に平成27年が最初になります。申請したのがその年が最初でございまして、それから30年、3年経ったところで更新の手续もさせていただきました。改めてまた3年経ったということで、今度更新の時期を迎えたということでございます。

現地はもともとが桑畑、桑園だったところでございます。それももう長年桑畑として利用がされてない、いわゆる耕作放棄と言いましょか、荒れているような状況でございまして、そこを今回、申請人であります〇〇の〇〇、〇〇という、社長は〇〇さんという方で、両方とも兼ねているような事業者でございまして。現地はこういったパネルが敷いてある中で、営農型という名称、ちょ

っと聞き慣れないと思うんですけども、このパネルの下で何をやっているかということ、まずサカキ、神棚に祭るサカキを栽培しています。あとはアサクラザンショウというサンショウをこの下で育成、栽培されています。パネルとパネルの間、そこはもう既に農地としている扱いにはなるんですが、ブルーベリーが植えられております。

そんなような状況で、3年前にも更新させていただいて、毎年定期的に利根沼田農業事務所と立会いの下、農業委員会も事務局だけになるんですけども、現地確認をさせていただいているような状況でございます。

少し今までの流れをちょっと説明しますと、3年前には同じ内容で更新をさせていただいたわけなんですけど、一昨年ですかね、ヒサカキのほうは少し縮小傾向にさせていただきたいという申出がございまして、そういった主な理由は物流コストの上昇だとか、賃金の上昇などで採算がちょっと取りづらいというようなことで、ヒサカキも少しずつ縮小して行って、サンショウ、そちらは粉山椒というような加工品をしている状況でございます。直近で収量で言いますと、年間145.9gというような収量が得られているということでございます。まだまだ面積にはちょっと見合うだけの収量は見込まれてはいませんが、着実に栽培は拡大しているということになります。この営農型の太陽光の原則が、一番発足当時は平均的な単収の8割。8割はこの営農型をする上で条件ということでございました。毎年必ず営農報告、収量がどのぐらいあるのかというのが義務づけられております。そういったところでまだ単収の8割には満たしていないんですが、利根沼田の農業事務所の営農指導係の指導を受けながら、今進めてきているというような状況でございます。

そういった中で、またこれから更新をしていく中で、期間がちょっとこれから3年ではなくて、今度10年と。それが何かといいますと、国が示している期間、条件が認定農業者、要するに担い手がそういった営農型の太陽光をする場合には、今まで3年だったんですけども、これからは10年にしましょうというような方針が変わったということでございまして、また10年後、更新を迎えるまでに、この収量も増やしていくというようなことでございます。

ちょっといろいろなことが触れられたんですが、武重さんのご意見から申し上げますと、現状毎年耕作はされているということと、地域地元の方から特にこれといった問題というような点が上がってないということを確認していただいたということでございますので、またこれからも引き続き注意して見ていきたいということでございます。そういったところでご意見をいただいております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明をいただきましたが、この件に関しまして、委員の皆様より質問あるいは意見ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、原澤委員。

15番委員

15番、原澤です。

この話は3年前確かにありまして、3年前に私が言いましたときに、ほとんど収穫物はないと、何も無いというような話でございました。6年たっても僅かしかない。これはどう見ても農業をやっているという形態にはなっていない

と思います。発電が目的であって、それを隠れみのの感じで営農をやっているという、そういう感じにしか見えないんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 3年前も原澤委員も同席していただいて、何人かの方も状況はご承知のこととは思いますが、単収の8割というようなところでいくと、かなり全然かけ離れているのかなというところがございますが、その単収の8割につきまして、ついこの間ですかね、国のほうから示されたガイドラインというか、要綱が来まして、これ以降は単収の8割というのが撤廃されました。適正に営農がされていけば、特に単収の8割という、これ以降は求められないということでございまして、発足当時は単収の8割というのが大原則であって、それが1つの基準であったんですが、これ以降はそういったものが撤廃されたということ。それが何かというと、これ以降、ここの先ほど説明したとおり、もともとは耕作放棄地でございました。そういった農地をこういう太陽光というようなクリーンエネルギーを使ったそういった土地に積極的に利用してくださいという国の方針が示されたのかなというところがございます。

ここをちょっと、これは3月に農業事務所の関係者がいるから、関係者から所見というようなことでコメントをいただいておりますので、ちょっと朗読させていただきます。令和2年6月8日に確認したところ、許可を受けた農地の約8割の敷地に作付されており、適切に管理され、年数に応じた生育となっていることから、営農条件はおおむね良好であるということでございます。収量そのものはまだまだこれから増えていくというところがございますが、今現時点ではまだ少量だということでございます。ただ、営農がされていないか、その頻度というのはちょっと年に何回か立会いはさせていただいているような状況でございますが、そういったところで、みなかみにおいてもこれが唯一の営農型のモデル事業なんですかね、唯一の1つの事例でございます。そういったところで判断をしていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、どうぞ。

15番委員 8割の規制がなくなったという話なんでありますが、とすれば、何かをちょっと植えて、腐ってなければこれで営農だと、そういうことですかね、実際。何年か前に大峰かどっかで、大変大きな面積で太陽光やりたいというところ、そこはもう農振かかっていたということで、はっきり言って荒れているような場所ではあったんですが、農振だから駄目だということで蹴ったという言い方よりも、却下されたこともありました。なのに、これはほとんど営農じゃないですね、実際。それで、これから10年だの、長い間、皆審査にかけなくてもいいということになると、これでいいのかと。だったら、これを農地じゃなくて宅地にしてもらって、税金をそっくり町に入れてもらったほうがよっぽどいいと思うんですよね。営農じゃないでしょう、実際これは。どうでしょう。

議長 今、原澤委員のほうから意見出ましたんですけども。

事務局

原澤委員のご意見もっともだと思うところもあるんですが、今回の設定は恐らくというか、営農報告書が栽培をして、実績、収量は上がらないけれども、こういうもの、例えば今回についてはヒサカキとアサクラザンショウ、それとブルーベリーについては栽培をしているのは事実になろうかと思えます。収量が上がらないのは年数が必要かなとは、もしくは木の成長が必要なのかな。ほかに原因があるのかなというところで経過観察をしていく必要は、10年であろうとも縛りはあるわけですから、それについては県の意向としては、その相談を受けながら、先ほども営農指導を受けながらということではあったんですが、毎年最低でも1回はそれを確認しながら、県の営農指導部についてはやむを得ない。営農と見ざるを得ないというような見解が先ほどの知見ということになるのではないのかなと事務局では考えております。

今後についても、今後としては10年というふうな申請になっているところなんですが、経過観察については厳しくしていかななくてはならないというところは、例えばご意見としていただければと存じますが、その辺は皆さんのご意見として意見を県のほうに伝える。5条1での話ですので、その辺は県のほうに委ねるしかないのかなというご意見であります。

議長

はい、どうぞ。

15番委員

作物を植えていて、収穫も少しずつ上がって来ているかもしれないというのですけれども、全然量的にも何もなってない。これからやっていくんだという話をしたんですけれども、実際この計画書が出た段階で何をつくるか計画があるんでしょうけど、恐らく申請したらそれをちゃんと見ているわけですよ、農業委員が。未だにこういう状態であるということは、そもそも計画が間違っていたということでしょう。それをみなかみのモデル地区だから、許可するなんていうのは、許可ありきの申請があっても、こんなところに上げないでほしいですね。どうですか。

事務局

厳しいご意見というか、前回、3年前にも私も事務局として少し携わらせてもらったところなんですが、今回たまたま県にも当たりまして、正直私の個人的な見解としては、確かに原澤章委員のおっしゃっているとおり、前回3年前だと全くほとんど収量が上がってないという状況も事実であったところだと思います。アサクラザンショウについても、栽培は前回の更新時にはまだ栽培されてなかった。収量が上がる、先ほど小林のほうからもお話があったとおり、費用対効果等を考えて、流通経費とかを考えると、サカキよりも乾燥加工に向いているアサクラザンショウのほうが収量というか、収益が上がるということで、アサクラザンショウに作付を一部変えているというところであると思います。その辺は栽培されている農家の大先輩の前ではちょっとお話しづらいところもあるんですが、営農者としては研究、探求を続けて、利益が上がるものに作付を変えている最中ということも言えるのではないかと思います。当初の計画のときはまたブルーベリーという計画だったと思うんですが、全くそれもほとんど収量が上がらず、山間地ですので、多分動物とか野鳥とかの被害とかもあって、それもだんだん展開してきて、サカキというお話になって、アサクラザンショウに今は取り組んでいるというところがございますので、その辺は営

農の意思があるとは言えるのではないかなと個人的には考えております。

当初の計画が甘かったんじゃないのか。確かにそのとおりでございます。この後も、もしくは今のところの先ほど小林の話で言った国の方針からすると、荒廃農地、作付が厳しいところについては、国のほうの意見としてはだんだん有効利用してください。それについては再生可能エネルギーもやむを得ないでしょうというような、それが先ほどのお話のとおり、収量の8割めどという、それはあくまでもガイドラインだったわけなんです、それも撤廃される予定だと。方針としてもそういうものであれば、なるべく積極的に許可しなさいというような通達のようにございます。それから考えると、研究材料としてはモデル地区という言い方というのは確かにちょっとあれだったかもしれませんが、事務局も一緒に荒廃農地をどのように利用されるのか。少しでも農地として利用していくという研究材料としては事務局も一緒に勉強していく必要があるのかなと考えております。私の事務局長としての見解としては以上でございます。

議長 どうぞ。

15番委員 あまり言ってもしょうがないんですけども、それでは、県のほうに要望してもらいたいんですが、荒廃している農振地区がもしあって、例えば電気開発、そういうものがあつた場合、農振地区だから駄目だということをや、言われたことがあるんですけども、そういうこともないように、何かに使えるんだとしたら、ありがたいという話ですから、県のほうに要望はちゃんと言ってもらってお願いしたいと思います。あまり言ってもしょうがないんですけども、農業委員の意味がなくなるんで、あまりこんなこと。何もできてないのに許可すると、その辺はちょっと考えてもらいたいです。

以上です。すみませんでした。

議長 よろしいですか。

そうすれば、今、原澤委員からいろいろな意見が出ました。こういった意見を踏まえて、これについては事務局より県のほうに申入れをしていただく。また、しっかり県のほうでも営農指導を継続していただくということで、本件については継続案件でございますので、申請のとおり許可を決定をしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そうすれば、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号3番、〇〇の件ですが、これにつきまして、2番の星野委員より現地の確認と調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員 2番の〇〇を担当しています星野敏雄です。よろしく申し上げます。

農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は県道〇〇線の西側、いわゆる〇〇に向かって左側にあります。〇〇のすぐ西側になります。5月6日に現地調査を行い、翌日、申請者の〇〇さんに確認をいたしました。〇〇の理事長、〇〇さんが休耕地の畑に駐車場の増設をする計画をされています。既に駐車場は前に私が農業委員を担当していたときに、そこも5条の申請で許可をいただいた場所でございます。

転用目的の確実性については、申請書、それから見積書、設計書、資金が確認できて、許可が下りてから早めに着工したいとのこと。実行は確実だと思われま。

それから、申請面積の妥当性ですが、申請面積は筆が小さいんですけれども、4筆で335㎡であります。周辺の状況からも適当と思われま。

それから、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は本人所有の農地に囲まれた連続性のない農地であり、支障は発生する見込みはないと思われま。

転用することによって生ずる付近の農地への作物の被害の防除処置についてですが、想定される被害等はないと思われま。

この写真のように、一部は防霜シートが張られております。それから、その先に草の中にですけれども、今回の申請する区域の境界ぐいが、堀ぐいが打ってございます。

その他として、想定される懸案事項は特に見当たらないと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。よろしくお願いま。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様より質問あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いまますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号4番、〇〇の案件ですが、これにつきまして、担当の5番の廣田委員に現地の確認、調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当地区の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

5月7日、現地を見てきました。一般住宅用地ということで、場所的には〇〇より北西へ200mほどのところで休耕中の田んぼの状態、現地の周辺は住宅、また道路、休耕地の田んぼの状態でした。

転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、設計図、見積書、融資の書類が確認でき、5月8日、本人、〇〇さんの意思も確認ができ、実行は確実と思われま。

申請面積の妥当性ですが、申請面積は281㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障の有無や転用することによって生じる付近の農地の作物被害の防除措置の確認ですが、連続性のない農地で、支障が発生する見込みはないと思われま。また、想定される被害等もないと思いま。

その他、想定される懸案事項は特にありません。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様より質問、意

見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、5番、〇〇の案件ですが、これにつきましても今井委員より現地の確認、調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井です。

5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地なんですけれども、〇〇線を〇〇から〇〇のほうへ進行していきますと、〇〇信号があるんですけれども、その手前を右に入っていくと100mはないと思うんですけれども、100mぐらいのところの場所です。そこについては面積的には380㎡という少ない面積ではあるんですけれども、そのところが前回にこの〇〇さんも土地の譲り渡しをしている方なんですけれども、土地だけでなく、その写真で見ると分かるんですけれども、〇〇さんの親が亡くなって相続で受けた自宅なんですけれども、その自宅から蔵、倉庫とか、そういうものまでみんな別荘でこの譲受人の〇〇さんが買い受けるということで、それに伴う形で、その宅地に隣接した畑なんですけれども、そこを一緒に取得したいという話で、〇〇さんのほうからの電話連絡があったんですけれども、話をさせていただいたり、また、〇〇さんも何か仕事のほうで〇〇のほうの取材で今〇〇のほうへ行っているということと、本人には連絡がつけられなかったんですけれども、奥さんと話をさせていただきました。そんな中で、今〇〇のほうに住んでいるんですけれども、そちらのほうにも何か家庭菜園をやったりしているということで、家庭菜園をするのにそこを取得したいんだという話でありました。また、譲り渡しの〇〇さんにおかれましても、そこに農機具なんかもあったりしたのを、それをそっくり使ってもいいという話をしてあるというような話で、その場所を〇〇さんが取得したいという話でありました。

面積の妥当性なんですけれども、386㎡ということで、それほどのあれでなくて妥当だと思われま。

周辺の農地につきましても、農地といっても家に囲まれ、また、その上側になるわけなんですけれども、そのところも荒れているような土地でもあったりしますんで、別に農家に支障の出るあれはないと思われま。

その他の懸案事項につきましても、これといったことは見当たらないと思われま。そんなことでご審議をよろしくをお願いしたいと思われま。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

議案第22号 農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題とい

たします。一括方式の案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

15ページをお開きください。

議案第22号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めらる。

別紙記入事件6件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年、4,642㎡。利用権存続期間は10年、4,642㎡。畑の賃貸借の通年、48,216㎡。利用権存続期間は5年、3,526㎡、10年、44,690㎡。田と畑の合計は52,858㎡。貸し手は6戸、借り手は3戸でございます。

17ページから18ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明をいただきました。

これについて、一括方式でございますが、皆様方のほうから質問、意見等がございましたらお願いいたします。

ないようですので、農用地利用集積計画書については承認をしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

それでは、これで本当に議事事項は終了させていただきます。

続きまして、協議・報告事項に移ります。

1番、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局よりお願いいたします。

事務局

19ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。

議長

説明が終わりました。

皆さんのほうから質問、意見等がございましたらお願いします。

ないようですので、届出のとおり受理をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、協議・報告事項2の農地法第5条第1項第8号による届出について、お願いします。

事務局

20ページをお開きください。

協議事項・報告事項（２）になります。

農地法第５条第１項第８号及び農地法第５条第１項第１号による届出について報告いたします。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

それでは、制限除外の農地に対する届出についての報告をいただきました。質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、届出について受理をさせていただきます。

それで、協議・報告事項をこれで終わります。

続きまして、その他に移ります。

その他について、事務局よりお願いいたします。

事務局

長時間にわたりまして申し訳ありません。少しだけお時間いただきたいと思えます。

今回資料に、前回にお話しさせていただいた時の下限面積の関係なんですけど、今回、統計的な資料を用意させていただいてというお話だったんですけども、４月２４日に、つけさせていただいた資料は４月２７日ですね、２０２０農林業センサスが確定版として公表されました。ただ、現段階で県段階、群馬県での統計数値しかまだ公表されておりません。今回、それを用意させていただいたんですが、下限面積を確認するような資料、御存じのとおり、農業者が減っていたりとか、遊休農地が増えていたりというのは総評でも見取れるところがございますし、逆に法人は若干増えているよみたいなのは新聞でご覧になった方もいらっしゃると思えます。

一番概略的なものとして、２枚目以降、頭に農林水産省と書いてあるカラー刷りのものがあるんですが、それは農林水産省の公表されたホームページを印刷させてもらったものを用意させていただきました。その１個手前がちょっと細かい表になってしまったんですが、経営規模別の農地を集計したものでございます。これから見取れることは、総評で言っているとおりのことでございますので、下限面積、これで検討ということにはいかないのかなと個人では考えております。

下限面積について、少し今回お時間をこの後、少し休憩を取らせていただいた後に、少しもう一回振り返ってということもないんですが、統計資料と、あとちょっと事務局で考えて、これ以下、例えば１０a以上が要は下限面積になってくる現状なんですけど、それ以外で農地を有効に利用できる方法がないかというのを先進事例みたいなものから、新規就農に当たる場合については特例で措置を取っている町村もございます。みなかみにおける位置とみなかみ町についても積極的に移住・定住を行っておりますので、その動向みたいなのお話しさせていただいて、どう例えばそれが農地の有効利用につながるのかというのをちょっと皆さんでご意見をいただけるように、ちょっと時間をとらせていただいて、説明させていただきたいと思えます。

ちょっと説明が上手にできなかつたんですが、その他としてこれを上げさせていただいて、閉会した後に、あと若干１５分、２０分時間をいただいて、勉強会という形をさせていただければと存じます。ちょっと雑な説明になって申し訳ないんですが、よろしくお願いいたします。

議 長 今事務局より説明したとおり、この後、閉会の後で若干時間をいただきまして、下限面積の検討資料、それから、移住者等の関係あるいは特例を設けるか等を勉強会という形でさせていただければと思います。

そうすれば、以上で本日の議案については終了させていただきます。

事務局からほかに何か連絡事項等ありましたらお願いいたします。

事務局 そうすれば、5分ほどちょっと時間が長くなってしまって申し訳なかったんですが、5分ほど休憩取らせていただいた後、今この時計で3時ちょっとになりましたら、また再開したいと思います。長時間になって申し訳ないんですが、よろしくお願いいたします。

そうすれば、最後に、閉会の宣言を内海美津江委員さんからいただいて、申し訳ありません、失礼いたしました。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時56分〕